○文部科学省告示第百八十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成二十一年十二月八日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十二月八日

文部科学大臣　川端　達夫

上欄		下欄				
名称	関係告示	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
旧東宮御所（迎賓館赤坂離宮）	平成二十一年文部科学省告示第百八十三号	旧東宮御所（迎賓館赤坂離宮）	一棟	石造及び鉄骨煉瓦造、建築面積五一五〇・〇〇平方メートル、地上二階地下一階建、銅板葺、車寄及び階段附属 附・正門及び塀　一棟 正門　鉄製、左右脇扉付、間口一七・〇メートル、塀　鉄製、延長一四二・五メートル ・東西衛舎　二棟 各石造及び鉄骨煉瓦造、建築面積一四八・六一平方メートル、地上一階地下一階建、スレート葺 ・主庭噴水池　一所 石造、青銅製噴水付 ・主庭階段　一所 石造、延長二三・八メートル、高欄付	国（内閣府）	東京都千代田区永田町一丁目六番一号	東京都港区元赤坂二丁目一番一号

○文部科学省告示第百八十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定により、次の表に掲げる伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定する。

平成二十一年十二月八日

文部科学大臣　川端　達夫

名称	所在地	区域	面積
西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区	愛媛県西予市	西予市宇和町卯之町二丁目、三丁目及び四丁目の各一部	約四・九ヘクタール

○文部科学省告示第百八十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要伝統的建造物群保存地区に、同表の中欄に掲げる区域を追加し、同表の下欄のとおり選定する。

平成二十一年十二月八日

文部科学大臣　川端　達夫

上欄		中欄		下欄			
名称	関係告示	区域	面積	名称	所在地	区域	面積
大田市温泉津伝統的建造物群保存地区	（新規選定） 平成十六年文部科学省告示第百二十一号 （名称変更） 平成十八年文部科学省告示第百四十六号	大田市温泉津町温泉津の一部	約二・九ヘクタール	大田市温泉津伝統的建造物群保存地区	島根県大田市	大田市温泉津町温泉津の一部	約三六・六ヘクタール